

年少扶養親族（16歳未満の扶養親族）の扶養控除が廃止となりますが、個人住民税の非課税限度額の算定に年少扶養親族の人数を把握する必要があることから、16歳未満の扶養親族がいる場合、年末調整の際に会社へ提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」に、氏名、続柄、生年月日等の記入をお願いします。

記入がない場合は、個人住民税が非課税の場合でも、課税となる場合がありますので、記入にあたっては留意してください。

給与所得者の扶養控除等
（異動）申告書について

平成 23 年 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

（この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。この申告書は、2名所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1名所にしか提出することができません。）

給与所得者
扶

所轄税務署長等 税務署長 市町村長	給与の支払者の名称（氏名） 給与の支払者の所在地（住所）	（フリガナ） あなたの氏名 生年月日 あなたの住所 又は居所	配偶者の氏名 あなたの職階 （勤続番号）	給与 賞与 退職金 その他
-------------------------	---------------------------------	--	----------------------------	------------------------

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	本人控除対象配偶者又は本人扶養親族（前11月現在）	自己扶養親族（前11月現在）	住所又は居所	平成23年中の所得の総額	異動月日及び事由 （平成23年中に異動があった場合に記載してください。）
A 配偶者 B 扶養親族 （16歳未満）	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 （本人扶養親族）	1							
	2							
	3							
	4							
	5							

左記の内容（この欄の記載に当たっては、表頭の「2 配偶者」3 特別の寡婦 4 寡夫 5 勤労学生 についての記載）の印をお願ひください。

氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者 氏名 住所又は居所
----	---------	------	--------	----------	-----------------------------

○ この申告書及び関係の「申告書」等は、平成22年9月1日現在の所得税法第98条第1項の規定に基づいて作成されています。
○ 「主たる給与」とは、この申告書を出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
○ 控除対象配偶者が本人控除対象配偶者に該当する場合には「本人控除対象配偶者又は本人扶養親族」欄に○印を付けてください。
○ 控除対象扶養親族が本人扶養親族に該当する場合には、その本人扶養親族が障害者等（障害者又は障害者等）の文字を、障害者等以外の本人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
○ この申告書の記載に当たっては、関係の「申告書」等もご確認ください。

氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成23年中の所得の総額	異動月日及び事由 （平成23年中に異動があった場合に記載してください。）
1					
2					
3					

○ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第4項及び第2項並びに第37条の3の2第4項及び第2項に基づき、給与の支払者を理由して市町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族以外の記載を認めています。

年齢 16 歳未満の扶養親族について、新しく設けられた「住民税に関する事項」欄に、名前・続柄・生年月日などの記載をお願いします。

納期限までに納付を

納め忘れの町税はありませんか？ もう一度ご確認ください！

納期限までに納付されなかった場合、催告書を送付するなどして納付をお願いしています。さらに納付されない状態が続く場合には、納期内に納付されている方との公平性を保つため、財産の調査（預金調査、勤務先への給与照会、不動産の所有状況の調査など）を行い、預金や給料、不動産などの差押え（滞納処分）を実施しています。納期限までに納付できない特別な事情がある方は、税務財政課税務グループ（納税担当）までご連絡ください。



※今年度実績 財産調査 164 件、差押え 25 件